

日進市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 3 日
要 綱 第 1 4 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模企業等の振興のため、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）から融資を受けた者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、日進市補助金等交付規則（昭和56年日進町規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、日進市小規模企業・中小企業振興基本条例（令和4年日進市条例第3号）で使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、小規模企業者等で、日本公庫から小規模事業者経営改善資金の融資（以下「マル経融資」という。）を受けたものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する小規模企業者等を除く。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、日本公庫に支払うマル経融資に係る利息の額のうち、1回目から12回目までに支払ったもの（返済遅延により加算された延滞利息を除く。）の額の合計額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、過去に当該補助金を受けた融資の借換えに当たる場合の補助対象経費は、前項の規定による合計額に、借換え後の融資額から借換額を控除して得た額を、借換え後の融資額で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 前項の借換え後の融資額及び借換額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の補助金の額は、1事業者につき1会計年度当たり10万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象

経費の支払い完了後30日以内に、日進市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）日本公庫が発行するお支払額明細書の写し
 - （2）日本公庫が発行する利息支払証明書の写し
 - （3）日本公庫が発行するお支払済額明細書の写し
- （交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、日進市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに日進市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付手続に関し不正行為があったとき。
- （2）この要綱又は市長の指示に違反したとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に決定されたマル経融資について適用する。